

堺市地域公共交通会議規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（目的）</u></p> <p>第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。</p> <p>【新設】</p> <p><u>（構成）</u></p> <p>第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。</p> <p><u>（役員）</u></p> <p>第5条 交通会議に次の役員を置く。</p> <p><u>（1）会長 1名</u></p> <p><u>（2）副会長 1名</u></p> <p><u>（3）会計 1名</u></p> <p><u>（4）監事 1名</u></p> <p><u>（役員を選任）</u></p> <p>第6条 役員は、委員の互選により選任する。</p> <p><u>（役員任期）</u></p> <p>第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第2条 この交通会議は、堺市地域公共交通活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）第13条第1項の規定に基づき、生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うことを目的に設置する。</p> <p><u>（組織）</u></p> <p>第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって構成し、会長及び副会長1名を置く。</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p><u>（委員任期）</u></p> <p>第5条 委員任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、学識経験を有する者及び公募に応じた市民以外は任期を定めない。</u></p>

(役員)の職務)

第8条 会長は、交通会議を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 会計は、交通会議の経理を掌る。

4 監事は、交通会議の会計事務を監査する。

(会議)

第9条 (略)

2 会議は、総委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他交通会議の運営に関するもの

(3) その他、会長が軽易であると判断したもの

(関係者の出席)

第10条 (略)

(会議の公開)

第11条 (略)

(守秘義務)

第12条 (略)

(会長及び副会長)

第6条 交通会議の会長及び副会長は、第4条の規定に基づき委員となるべき者の中から、委員の互選により選任する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長および副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長および副会長が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。会長及び副会長の任期が満了した場合において次の会長及び副会長が選任されていないときの会長及び副会長の任期は、第4項の規定にかかわらず、当該任期が満了した日後最初に開催される会議において次の役員が選任されるまで延長するものとする。

(会議)

第7条 (略)

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。

3 会議は、総委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 交通会議の運営に関するもの

(3) その他、会長が軽易であると判断したもの

(関係者の出席)

第8条 (略)

(会議の公開)

第9条 (略)

(守秘義務)

第10条 (略)

(協議結果の取扱い)

第13条 (略)

【新設】

【新設】

(事務局)

第14条 交通会議の事務局は、堺市建築都市局交通部に置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、堺市建築都市局交通部公共交通担当課長の職にある者をもって充てる。

(会計)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 交通会議の経費は、堺市の負担金その他の収入をもって充てる。

(解散)

第16条 (略)

(残余財産)

第17条 交通会議が解散した場合の残余財産は、堺市に帰属する。

(その他)

第18条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 交通会議の初年度における会計年度については、第15条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 役員の任期が満了した場合において次の役員が選任されていないときの当該役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、当該任期が満了した日後最初に開催される会議において次の役員が選任されるまで延長するものとする。

(協議結果の取扱い)

第11条 (略)

2 会長は交通会議の協議結果について必要な事項は、堺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、協議会規約第14条第1項に規定する事務局において行う。

(財務)

第13条 交通会議の財務は、協議会規約第16条によるものとする。

【削除】

【削除】

(解散)

第14条 (略)

【削除】

(その他)

第15条 (略)

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。